

第2章 基本的事項

1 目的

岸和田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「岸和田市事務事業編」といいます。)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号) 」(以下「地球温暖化対策推進法」といいます。)第 21 条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本市が実施している事務及び事業※に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

※本市が一事業者として実施している事務及び事業のことを示します。市域全体から排出される温室効果ガスについては、岸和田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で扱います。

2 対象とする範囲

岸和田市事務事業編の対象範囲は、本市の全ての事務事業とし、エネルギー管理を行う主な対象施設は表 2-1 のとおりです。なお、新設する施設や適正化する施設については、適宜担当部署と協議・調整のうえ、取組を進めていきます。

表 2-1 主な対象施設

(令和 5 年 4 月1日現在)

施設分類	対象施設	施設分類	対象施設
本 庁	岸和田市役所本庁舎	消防施設	消防本部・消防署
	市役所別館		各消防施設
	市役所第二別館	上下水道施設	流木浄水場
	職員会館(市役所分館)		各流木浄水場さく井
	新庁舎(予定)		各配水場
教育・保育等施設	各チビッコホーム		山直ポンプ場
	総合通園センター		中継ポンプ
	各保育所		磯ノ上下水処理場
	各中学校		各下水ポンプ場
	各小学校	その他施設	男女共同参画センター
	各幼稚園		福祉総合センター
	産業高等学校		保健センター
	きしわだ自然資料館		岸和田だんじり会館
	図書館本館		五風荘
	学校給食センター		文化会館(マドカホール)
市民センター	各市民センター		自泉会館
公園施設	中央公園(管理棟含む)		浪切ホール
運動施設	総合体育館		岸和田競輪場
	中央体育館		サイクル会館
	各運動広場		市立岸和田市民病院
	各プール		斎場
地区公民館等	各地区公民館		環境事務所

3 対象とする温室効果ガス

岸和田市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出の実態がある二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)とします。

表 2-2 温室効果ガスの種類

種 類	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	石油などの化石燃料の燃焼、電気の供給、廃棄物の焼却、都市ガス・液化石油ガス(LPG)の使用等	1
メタン (CH ₄)	化石燃料の燃焼、下水処理、公用車の走行等	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼、麻酔(笑気ガス)の使用、公用車の走行等	298
ハイドロフルオロ カーボン(HFC)	公用車等のカーエアコンや冷蔵庫等の冷媒	1,430
パーフルオロ カーボン(PFC)	半導体の製造工程等において使用	7,390～ 17,340
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備の電気絶縁ガス、半導体製造時等	22,800
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造工程等において使用	17,200

注1:太枠内の物質を本計画の対象とします。

注2:ハイドロフルオロカーボン(HFC)の地球温暖化係数は、物質によって異なります(12～14,800)。ここでは、カーエアコンに封入されている代表的なハイドロフルオロカーボン(HFC)であるHFC-134aの係数を示しています。

注3:パーフルオロカーボン(PFC)の地球温暖化係数は、物質によって異なります。

資料:「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成 11 年政令第143号)」より作成

4 計画期間

本計画の基準年度、目標年度、計画期間について、2013(平成 25)年度を基準年度とし、2030(令和 12)年度を中期目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である 2023(令和 5)年度の翌年度である 2024 年(令和 6)年度から 2031(令和 13)年度までの8年間とします。

また、2050(令和 32)年度を長期目標年度として設定し、長期的な対応を見据えた計画とします。

なお、本計画は、2030(令和 12)年度実績の評価を 2031(令和 13)年度に行い、その結果を踏まえて改定を行います。

表 2-3 本計画の計画期間

2013 年度	…	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	…	2030 年度	2031 年度	…	2050 年度
平成 25 年度	…	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	…	令和 12 年度	令和 13 年度	…	令和 32 年度
基準年度	…	現状年度 ※	策定年度	対策・施策の進捗把握 定期的に見直しの検討			中期 目標年度		…	長期 目標年度
							計画期間			

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度を指します。

5 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第1項に規定する地方公共団体実行計画として策定します。

また、地球温暖化対策計画及び本市の総合計画である将来ビジョン・岸和田に即して策定します。

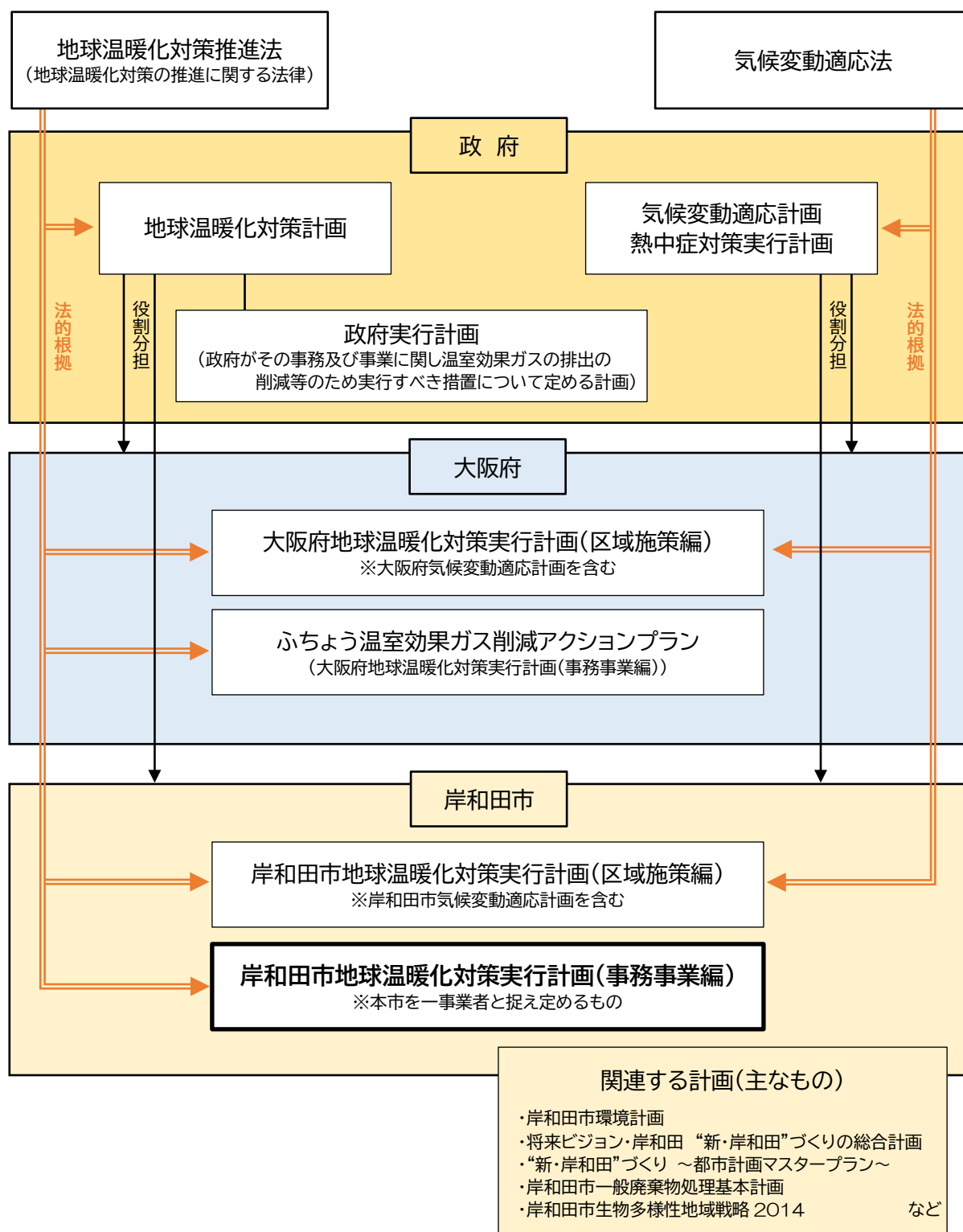


図 2-1 岸和田市事務事業編の位置付け